

飯塚市税の滞納者に対して行政処分に関する書類を発送したところ、住所又は居所不明の郵便物として返送されてきたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2および飯塚市税条例(平成18年条例第51号)第18条の規定により公示送達する。

なお、行政処分に関する書類は、飯塚市役所行政経営部税務課にて保管しているので、申し出があれば交付する。

令和8年6月25日

飯塚市長 武井政一

- | | |
|----------|--|
| 1 送達書類 | 行政処分に関する書類 |
| 2 送達者名 | 別紙のとおり(8件) |
| 3 公示送達理由 | 居所不明 |
| 4 注意事項 | 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したとき、送達があったものとみなす。 |

公示送達書

令和8年6月25日

下記の書類は当市税務課に保管してありますので、いつでもお受け取りください。

送達を受ける者の住所	送達を受ける者の氏名	調定番号	送達する書類の名称
	牛草 良一	500661984	行政処分に関する書類
	小林 美苑	500855908	行政処分に関する書類
	桑原 幸弘	100215619	行政処分に関する書類
	LE DUC DAT	500791055	行政処分に関する書類
	小瀬良 響	600389327	行政処分に関する書類
	山之内 雄一	500838825	行政処分に関する書類
	AUNG KO NAI NG	500745584	行政処分に関する書類
	本田 陽一	600475151	行政処分に関する書類